

相談センターニュース

当事者同士では話が進まない！でも、裁判はしたくない！

台風による近隣トラブルを 司法書士会調停センターで解決しませんか

静岡県司法書士会調停センター“ふらっと”は、司法書士が中立公正な第三者として紛争当事者の間に入り、当事者双方のお話をじっくり聴きながら、専門家としての知見を活かして柔軟な解決を図ります。通常、利用料金がかかりますが、今回、台風19号に起因する近隣トラブルについての申込みに限り、**無料**としました。



- ・台風で家の瓦が飛んで、隣家の車や家を傷つけてしまった → 費用について、どうしよう…
- ・隣家から、土砂と一緒に家財道具などが流れ込んでしまった → 撤去について、どうしよう…
- ・賃貸アパートが浸水してしまい、大家さんから退去を求められている → 入居を続けたいけど、どうしよう…

など、台風による近隣トラブルで第三者を交えて話し合いをしたいという方はぜひふらっとをご利用ください。

※「ふらっと」は、民事に関する140万円以下のトラブルを扱うことができます。

静岡県司法書士会調停センター「ふらっと」のご案内

- ・費用は？ → 台風19号に関するトラブルは「**無料**」
- ・会場は？ → お近くの公共施設などで開催できます
- ・問合せ先は？ → ☎ **054-282-8741**
～合言葉は、8741(はなしあい)～

お気軽にお問い合わせください

マスコットキャラクター
ウィンウィン

